

俱楽部たより

2011.4

つるま法律俱楽部

緊急学習会のお誘い

「福島原発で何が起こっているのか？」

京都大学原子炉実験所 小出裕章氏が語る D V D をつかっての学習会です。

福島原発はどうなっていくのか、私たちの生活に影響を与える放射能問題とは？

私たちにできることは、まず知ること。楽観視するのではなく、パニックになるのでもなく、冷静に事実を！

内容の一部：放出された”低レベル汚染水”とは／果たして事態は改善に向かっているのか／今後に備えて一破局事故の可能性は？

どなたでもご参加いただけます

5月10日（火） 18：30より事務所会議室にて

事前申込不要・参加費無料

バスツアー・ハイキングのお誘い ニッコウキスゲの車山高原

7月24日（日）

7：30地下鉄御器所5番出口前出発 19：00御器所帰着（予定）

高原のお花畠を散策します。現地滞在時間4時間。

体力に合わせて複数コース有り

参加費 4000円（バス代・保険料）申込締め切り 7月15日

定員 45名

持ち物 弁当・お茶・カッパ・健康保険証・軽登山靴か運動靴

雨天の場合 日帰り温泉ミステリーツアーとなります。

申込・問い合わせ 事務所まで。お気軽に

企画共催：低山歩こう会



今後の行事予定

法廷見学 8月末頃

平和のつどい 10月

秋の連続講座企画中

テーマについてご希望、ご意見をお寄せください。

第1回 「ねんきん定期便の読み方と年金のしくみ」に参加して

会員 菊池 章子

講師の小野田理恵子さん（社会保険労務士）の説明は具体的でわかりやすく大好評でした。年金は細かなところにもカラクリがあり、なかなか素人では気づけないので、専門家に相談することが大切だと痛感しました。老後の生活への不安は尽きませんが、まずは自分の年金を知ることですね。

講座後の“女子会+1”も大盛況でした。異業種交流会風に多種多様な業界のお話しを聞いたり、プライベートや趣味の話で盛り上がったり、かなり楽しい女子会でした。次回は男性も遠慮なさらずどうぞ。

第2回 「ツイッターをつかってみよう」

～ネット犯罪から身をまもるために！

携帯電話やパソコンから気軽に発信できる情報ツール「ツイッター」や「フェイスブック」。これらのツールを使うといったい何が便利で何が危険なのか？私に役立つツールなのかしら？難しくないかしら？講師にインストラクター柴田民雄さんをお迎えし、様々な疑問にお答えしながら最新の情報文化について学びました。以下参加者アンケートから

- ・普段からツイッターとは何ぞや？と疑問を持ち続けていたものの、誰に聞いたらいいのかもわかりませんでした。タイムリーな講習会でした。
- ・世の中横文字ばかりでわからない。などと言ってはいられません。
- そもそも「ネット」とは何なのか。知っておかなければ。
- ・継編を望みます。
- ・仕事にも使える！と思いました。



第3回 「相続税と贈与税の基礎」

会員で税理士の野村正和さんによる、今年予定の税法改正を踏まえた学習会でした。改正されると、今まで

100人に4人だった相続税課税対象者が9人に増えるそうです。預貯金もさることながら、都市部に不動産をお持ちの方は要注意。また中小企業など非上場会社の株主と中小企業の社長が亡くなった場合は特に注意が必要で、株価が驚くほど高額の評価を受けることが（よく）あるようです。

相続税と贈与税は奥が深いので、もしものときには、税の専門家に早く相談し、対処（遺産分割）をしないと10か月後には法定相続分（ここがミソ）で課せられた税金を徴収されることになります。しかし、遺産分割次第では、かなりの特例や非課税が適用されるので、徴収される税額が軽減される可能性も高いことがわきました。場合によっては先に支払った相続税が戻ってくることもあるようです。
・・・「相続税対策と称し、多額の借金を背負うアパート建設・経営には十二分にご注意を」とのことばにギクリとしました。（Y）

この度の東日本大震災において、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。また被害に遭われたみなさまには心からお見舞い申し上げます。

鶴舞総合・小野万里子両法律事務所では、被害に遭われたみなさまの法律相談を無料で承っております。お気軽にお電話ください。

東日本大震災法律相談Q & A

弁護士 安井 典高

東日本大震災では、多くの人が避難所での生活を余儀なくされている一方、親戚等を頼りにして他府県へ移住している人もいます。愛知県にも既に数百人の方が移住してきています。愛知県では、被災者支援として、県営住宅等の提供、当座の生活費の貸付等を行っています。

以下、被災者にはどのような法的保護があるのか、また、震災から派生して生じた問題のいくつかを取り上げたいと思います。

Q 1 被災者が国から受けられる金銭的支援については、どのような制度がありますか。

A 被災者生活再建支援制度では、被災の程度に応じて金銭の給付が受けられます（住宅が全壊した場合には、最高300万円）。ただし、被災の程度は、住宅が半壊し、大規模な修繕が必要な状態以上が必要です。阪神淡路大震災では、このような状態に至っているのか問題となるケースもありましたが、津波で家が流された場合はこれが問題となることはないでしょう。また、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金では、350万円までの融資を受けることができます。利息は年3パーセント、返済期間は10年です。

Q 2 自宅を新築したばかりでしたが、地震で自宅が全壊してしまいました。住宅ローンは払わなければならぬのでしょうか。

A 自宅が倒壊すると、住宅ローンも消えてなくなるわけではなく、支払義務は残ります。地震保険等による填補が受けられないのであれば、金融機関と支払猶予や金利の減免を求めて交渉する余地はあると思います。

Q 3 自分の土地に、津波で流されてきた他人の自動車が放置されています。自分で撤去してもよいのでしょうか。

A 一般論としては、他人の所有物を勝手に処分すると損害賠償を請求されるおそれがありますので、軽々に処分することは妥当ではありません。もっとも、津波で流された自動車は全損状態であり、財産的価値がなくなっていると考えられますので、処分することができる場合は多いといえるでしょう。

Q 4 借地上に自宅を建てて住んでいたのですが、地震で全壊しました。賃貸人の承諾なく建物を再築できますか。

A 再築に賃貸人の承諾は不要ですし、承諾料の支払義務もありません。もっとも、賃貸人との安定的な関係を確保するためにも、承諾を得る努力はすべきでしょう。

会員リンク

名古屋市昭和区在住 内山 早智子
名古屋市北区在住 小川 けいこ

昭和区九条の会の活動でご一緒させていただいているご縁で、つるま法律倶楽部に入会させていただきました。

私たちは学生時代からのつきあいで、5年ほど前に一緒にアロマオイル（植物から抽出した精油）の勉強を始めました。その後、健康に役立ち、気持ちにうるおいの持てる生活を提案しようとアロマケアの教室を開いています。月2回、火曜日と土曜日には、こちらの会議室をお借りしています。内山は長年のキャリアを活かし、フラワーアレンジメントの教室もしています。興味のある方参加してみませんか。

武力による争いや過度に便利さを追い求めることで、人や自然を傷つけるのではなく、心豊かに共存していくよう努力する社会であってほしいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

教室についての詳細お問い合わせは、事務局岡田まで



会員無料法律相談

◎相談受付 土・日・祝を除く、10時から17時

(事前に電話予約をしてください。弁護士の日程によりすぐにご相談をお受けできない場合がございますので、ご了承下さい。時間外の相談については、予約の際にお尋ね下さい。)

◎電話相談 簡単で短時間の相談は電話も可

※鶴舞総合法律事務所は第1・第3土曜日の法律相談を始めました。

低山歩こう会

7月24日 車山・霧ヶ峰 俱楽部共催バスハイク 詳細は1面をご覧ください。

10月23日 夜叉が池 豪華夕食付

11月27日 五井山

つるま法律倶楽部会費納入のお願い

つるま法律倶楽部は毎年6月から新年度になります。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等はご連絡をお願いします。

つるま法律倶楽部は、郵便局通帳からの会費の自動引き落としを行っています。手数料、手間等の軽減になりますので、ぜひご利用ください。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851